# 「滋賀県立琵琶湖文化館の設置および管理に関する条例」の一部改正について

## 1 改正の理由

(仮称)新・琵琶湖文化館を整備するに当たって、必要な規定の整備を行うため、滋賀県立琵琶湖文化館の設置および管理に関する条例の一部を改正しようとするもの。

### 2 改正の経緯

(仮称)新・琵琶湖文化館整備事業については、令和9年度の開館を目指し、令和5年7月に事業者と提案内容が決まり、9月議会で契約の議決を提案しようとするところ。

設計・建設・管理運営を一括発注するPFI事業であり、このうち管理運営は指定管理者の指定を伴うため、根拠となる設管条例の改正を、事業契約にあたり同時に提案するもの。

# 3 改正の概要

①設置目的 「県の文化の向上と観光に寄与するため」から「滋賀の文化財を保存し、 かつ、その活用を図り、もって県民の文化の向上に資するため」に改正

②位 置 新しい文化館が立地する位置を加える

③開館時間 「午前9時」を「午前9時30分」に改める

④使用料 施設の使用料(講堂、研修室)や観覧料について規定を整備する

⑤指定管理 PFI法(※1)に規定する選定事業者を指定管理者として指定する場合の特例について定める

※1:民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

**⑥博物館協議会** 館の運営に関し意見を述べる機関として、博物館法に基づく博物館協議 会を置くこととする。

⑦その他・改正の施行は、規則で定める日とし、開館する令和9年度を予定。ただし、準備行為として指定管理に係る規定は、公布の日から施行する。

・関係条例(※2)について必要な改正を行うこととする。

※2: 滋賀県教育委員会の職務権限に属する事務の管理および執行の特例 に関する条例 滋賀県立琵琶湖文化館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

(仮称)新・琵琶湖文化館を整備するに当たって、必要な規定の整備を行うため、滋賀県立琵琶湖文化館の設置および管理に関する条例(昭和39年滋賀県条例第47号)の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 滋賀県立琵琶湖文化館(以下「文化館」という。)を設置する目的および位置を改めることとします。(第1条関係)
- (2) 文化館の業務を改めることとします。(第2条関係)
- (3) 文化館の開館時間を改めることとします。(第3条関係)
- (4) 文化館の特別観覧の許可およびその取消し等について規定を整備することとします。 (第4条および第5条関係)
- (5) 文化館の施設の使用の承認およびその取消し等ならびに使用料について規定を整備することとします。(第6条、第7条、第9条および別表関係)
- (6) 指定管理者に行わせることができる管理業務および指定管理者の指定の手続について 規定を整備するとともに、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する 法律(平成11年法律第117号)に規定する選定事業者を指定管理者として指定する場合の 特例について定めることとします。(第11条、第12条および第14条関係)
- (7) 指定管理者に管理業務を行わせる場合の利用料金について規定を整備することとします。(第16条および別表関係)
- (8) 文化館に滋賀県立琵琶湖文化館協議会を置くこととし、その組織等について定めることとします。(第17条から第21条まで関係)
- (9) その他
  - ア この条例は、規則で定める日から施行することとします。ただし、イの規定は、公 布の日から施行することとします。
  - イ この条例の施行に関し必要な準備行為を定めることとします。
  - ウ 関係条例について必要な改正を行うこととします。

位員示立氏E例入し品が放直がよび自然に関する末的利用が無效			
旧	新		
_(設置)	_(設置)		
第1条 滋賀県立琵琶湖文化館(以下「文化館」という。)を県の文化	第1条 滋賀の文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もつて県民の		
の向上と観光に寄与するため、大津市打出浜地先に設置する。	文化の向上に資するため、滋賀県立琵琶湖文化館(以下「文化館」と		
	いう。)を大津市浜大津五丁目、浜町および打出浜地先に設置する。		
	_(業務)_		
第2条 文化館は、次に掲げる事業を行う。	第2条 文化館は、次に掲げる業務を行う。		
(1) 美術品、鉱物、植物その他の関係資料(以下「美術品等」という。)	(1) 美術工芸品等の文化財その他の資料(以下「文化財等」という。)		
の調査研究および収集に関すること。	の収集、保管および展示		
(2) 美術品等の保管および展示に関すること。	(2) 文化財等に関する調査研究		
(3) 図書の収集および刊行に関すること。	(3) 文化財等の保存および活用の支援		
<u>(4) 美術振興、観光事業等に関すること。</u>	(4) 国内外の関係機関等との文化財等に関する連携		
(5) 文化館の施設の提供に関すること。	(5) 文化財等に関する情報の発信および県民と国内外の人々との交流		
	<u>の促進</u>		
	(6) 文化財等に関する観光の推進		
	(7) 講堂および研修室の提供		
	(8) その他文化館の設置の目的を達成するために必要な業務		
(開館時間等)	(開館時間等)		
第3条 文化館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。	第3条 文化館の開館時間は、 <u>午前9時30分</u> から午後5時までとする。		

# 2 • 3 省略

(撮影等の許可)

- 第4条 文化館が所蔵する<u>美術品等の撮影、模写、模造等</u>(以下「<u>撮影</u> 等」という。)をしようとする者は、規則で定めるところにより知事 に申請し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変 更しようとするときも、同様とする。
- 2 知事は、前項の規定による申請があつた場合において、次の各号の いずれかに該当するときは、同項の許可をしないことができる。
- (1) 省略
- (2) 美術品等または文化館の管理上支障があると認められるとき。
- (3) その他撮影等を許可することが適当でないと認められるとき。
- 3 知事は、第1項の規定による許可をする場合においては、<u>美術品等</u> または文化館の管理上必要な限度において、条件を付すことができる。 (撮影等の許可の取消し等)
- 第5条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の 規定による許可を取り消し、または<u>撮影等</u>を制限し、もしくは<u>撮影等</u> の停止を命ずることができる。

(新設)

#### 2 · 3 省略

(特別観覧の許可)

- 第4条 文化館が所蔵する<u>文化財等の熟覧、模写、模造、撮影または原版の使用</u>(以下「<u>特別観覧</u>」という。)をしようとする者は、規則で定めるところにより知事に申請し、その許可を受けなければならない。 許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 2 知事は、前項の規定による申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしないことができる。
  - (1) 省略
  - (2) 文化財等または文化館の管理上支障があると認められるとき。
- (3) その他特別観覧を許可することが適当でないと認められるとき。
- 3 知事は、第1項の規定による許可をする場合においては、<u>文化財等</u>または文化館の管理上必要な限度において、条件を付すことができる。 (特別観覧の許可の取消し等)
- 第5条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の 規定による許可を取り消し、または<u>特別観覧</u>を制限し、もしくは<u>特別</u> 観覧の停止を命ずることができる。
  - (1) 前条第1項の許可を受けた者(以下「特別観覧者」という。)が 特別観覧の目的に違反して特別観覧をしたとき。
  - (2) 特別観覧者が詐欺その他不正の行為によつて<u>前条第1項の規定に</u> よる許可を受けたとき。

- (2) 撮影者等が前条第2項各号のいずれかに該当するに至つたとき。
- (3) 撮影者等がこの条例またはこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (4) 撮影者等が前条第3項の規定により付された条件に違反したとき。
- (5) 当該許可に係る<u>美術品等</u>が災害その他の事故により<u>撮影等</u>に堪えなくなつたとき。
- (6) 省略

(使用の承認)

- 第6条 文化館の施設<u>のうち別表第1に掲げる施設(以下「特定施設」という。)</u>を使用しようとする者は、規則で定めるところにより知事に申請し、その承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 2 知事は、前項の規定による申請があつた場合において、次の各号の いずれかに該当するときは、同項の承認をしないことができる。
- (1) (2) 省略
- (3) 文化館の施設もしくは設備または<u>美術品等</u>を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 申請に係る<u>特定施設</u>が文化館の事業を行うために必要であると認められるとき。

- (3) 特別観覧者が前条第2項各号のいずれかに該当するに至つたとき。
- (4) 特別観覧者がこの条例またはこの条例に基づく規則の規定に違反 したとき。
- (5) 特別観覧者が前条第3項の規定により付された条件に違反したと き。
- (6) 当該許可に係る<u>文化財等</u>が災害その他の事故により<u>特別観覧</u>に堪 えなくなつたとき。
- (7) 省略

(使用の承認)

- 第6条 文化館の施設を使用しようとする者は、規則で定めるところに より知事に申請し、その承認を受けなければならない。承認を受けた 事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 2 知事は、前項の規定による申請があつた場合において、次の各号の いずれかに該当するときは、同項の承認をしないことができる。
  - (1) (2) 省略
  - (3) 文化館の施設もしくは設備または<u>文化財等</u>を損傷するおそれがあると認められるとき。
  - (4) 申請に係る<u>施設</u>が文化館の事業を行うために必要であると認められるとき。

(5) 省略

3 省略

(使用料)

第7条 前条第1項の規定による承認を受けた者(以下「使用者」という。)は<u>別表第1</u>に定める額を、文化館が展示する<u>美術品等</u>を観覧しようとする者<u>(以下「観覧者」という。)は別表第2</u>に定める額を使用料として納めなければならない。

2 使用料は、承認に係る<u>特定施設</u>の使用または観覧の開始前で知事が 別に定める納期までに納めなければならない。ただし、規則で特別の 定めをする場合は、この限りでない。

3~5 省略

第8条 省略

(使用の承認の取消し等)

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項 の規定による承認を取り消し、または使用を制限し、もしくは使用の 停止を命ずることができる。

(5) 省略

3 省略

(使用料)

- 第7条 前条第1項の規定による承認を受けた者(以下「使用者」という。)は<u>別表</u>に定める額を、文化館が展示する<u>文化財等</u>を観覧しようとする者<u>は知事がその都度別</u>に定める額を使用料として納めなければならない。<u>ただし、当該観覧しようとする者のうち次に掲げる者については、この限りでない。</u>
  - (1) 障害者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定 する障害者をいう。)
  - (2) 学校行事として展示を観覧する県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者およびその引率者
- 2 使用料は、承認に係る<u>施設</u>の使用または観覧の開始前で知事が別に定める納期までに納めなければならない。ただし、規則で特別の定めをする場合は、この限りでない。

3~5 省略

第8条 省略

(使用の承認の取消し等)

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項 の規定による承認を取り消し、または使用を制限し、もしくは使用の 停止を命ずることができる。

- (1)~(5) 省略
- (6) 当該承認に係る特定施設が災害その他の事故により使用できなく なつたとき。
- (7) 省略

### 第10条 省略

(指定管理者による管理)

- 第11条 知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項|第11条 知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項 の規定に基づき、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以 下「指定管理者」という。)に、文化館の管理に関する業務のうち、 次に掲げる業務を行わせることができる。
  - (1) 第2条各号に掲げる業務
  - (2) (3) 省略
- 2 省略

(指定管理者の指定の手続)

## 第12条 省略

2 省略

(新設)

(新設)

- (1)~(5) 省略
- (6) 当該承認に係る施設が災害その他の事故により使用できなくなつ たとき。
- (7) 省略

### 第10条 省略

(指定管理者による管理)

- の規定に基づき、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以 下「指定管理者」という。)に、文化館の管理に関する業務のうち、 次に掲げる業務を行わせることができる。
- (1) 第2条第5号から第7号までに掲げる業務
- (2) (3) 省略
- 2 省略

(指定管理者の指定の手続)

# 第12条 省略

- 2 省略
- 3 知事は、指定管理者の指定に当たつては、あらかじめ滋賀県文化スポ ーツ部指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、知事は、管理業務が民間資金等の活用に よる公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号) 第2条第4項に規定する選定事業である場合にあつては、同条第5項に

第13条 省略

(指定管理者の管理の基準等)

第14条 省略

2 省略

(新設)

第15条 省略

(利用料金)

第16条 第11条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務を行わ せる場合は、第7条の規定にかかわらず、使用者および観覧者は、指 定管理者に特定施設の利用または観覧に係る料金(以下「利用料金」 という。)を納めなければならない。

#### 2 省略

- 3 利用料金は、別表第1および別表第2に定める額の範囲内において、 指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。これを 変更しようとするときも、同様とする。
- 4 利用料金は、承認に係る特定施設の使用または観覧の開始までに納 めなければならない。ただし、指定管理者が別に納期を定めた場合は、 この限りでない。

規定する選定事業者を指定管理者として指定することができる。

第13条 省略

(指定管理者の管理の基準等)

第14条 省略

- 2 省略
- 3 前項の規定は、第12条第4項の規定により同項に規定する選定事業者 を指定管理者として指定する場合については、適用しない。

第15条 省略

(利用料金)

第16条 第11条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務を行わ せる場合は、第7条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に文 化館の施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納めな ければならない。

#### 2 省略

- 3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があら かじめ知事の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとする ときも、同様とする。
- 4 利用料金は、承認に係る施設の使用の開始までに納めなければなら ない。ただし、指定管理者が別に納期を定めた場合は、この限りでな V)
- 5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者または観覧者 ┃ 5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによら

の責めによらない理由により承認に係る<u>特定施設の使用または観覧を</u> <u>する</u>ことができないときその他指定管理者が必要と認める場合であつ て知事の承認を得たときは、この限りでない。

6 省略

(新設)

(新設)

ない理由により承認に係る<u>施設を使用する</u>ことができないときその他 指定管理者が必要と認める場合であつて知事の承認を得たときは、こ の限りでない。

6 省略

(滋賀県立琵琶湖文化館協議会)

第17条 博物館法 (昭和26年法律第285号) 第23条第1項の規定に基づき、 文化館に滋賀県立琵琶湖文化館協議会(以下「協議会」という。) を置 く。

(協議会の組織等)

- 第18条 協議会は、委員12人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから任命する。
- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 文化財の保護に資する活動を行う者
- (5) 学識経験のある者
- (6) その他知事が適当と認める者
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の 残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。 (会長および副会長)

(新設)

(新設)

(新設)

第17条 省略

付則 省略

別表第1 (第6条、第7条、第16条関係)

1 ギャラリー等

<u>1 イドノノ 寺</u>	
	<u>金 額</u>
区 分	全 日
	午前9時から午後5時まで
<u> ギャラリー(本館1階)</u>	<u>円</u>

第19条 協議会に会長および副会長を置き、委員の互選によつて定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第20条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(雑則)

第21条 第17条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第22条 省略

付則 省略

別表(第7条、第16条関係)

	<u>金</u>		額
区分	<u>午 前</u>	<u>午 後</u>	全 日
	午前9時30分から	午後1時から	午前9時30分から
	午後零時30分まで	午後5時まで	午後5時まで
講 堂	円		

				<u>9, 450</u>
別	館	1	階	<u>6, 100</u>
<u>另门</u>	館	2	階	<u>6, 100</u>
<u>連</u>	絡		館	<u>9, 630</u>

### 2 集会室

	<u>金</u>	額
区分	<u>午 前</u>	<u>午 後</u>
	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで
作人会 (PU\$\$ 9 PH)	日	<u>円</u>
集会室(別館3階)	<u>6, 740</u>	<u>6,740</u>

- 注1 付帯設備については、知事が別に定める額とする。
  - 2 文化館の業務として実施する行事に係る入場料またはこれに類 するものについては、知事が別に定める額とする。

	13, 500	18,000	<u>31, 500</u>
研修室	6,800	9,000	<u>15, 800</u>

- <u>注1</u> 県外居住者については、この表に定める額の5割に相当する額を 加算した額とする。
  - 2 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学 校等が児童または生徒を対象として学校行事またはクラブ活動に 使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。
  - 3 講堂または研修室の使用時間がこの表に定める使用時間を超える場合(この表に定める使用時間の区分にわたつて引き続き使用する場合を除く。)は、午前9時30分以前の場合は午前、午後零時30分から午後1時までおよび午後5時以降の場合は午後とし、その区分に従いそれぞれの額を時間割計算によつて算出した額(100円未満の端数が生じたときは、これを100円とする。)を加算した額とする。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。
  - 4 講堂または研修室の使用者がその使用に際し、入場料またはこれに類する金銭(以下「入場料等」という。)を徴収する場合は、この表に定める額の5割に相当する額(入場料等が1,000円以下の場合にあつては、3割に相当する額)を加算した額とする。
  - 5 研修室の2分の1を使用する場合は、この表に定める額の5割 に相当する額(100円未満の端数が生じたときは、これを100円と する。)とする。
  - 6 付帯設備については、知事が別に定める額とする。

別表第2 (第7条、第16条関係)

<u>X</u>	<u>分</u>	<u>金</u>	額
	小学校、中学校もしくは中等 教育学校(前期課程に限る。) の児童もしくは生徒または これらに準ずる者(以下「児 童等」という。)	1人1回につき	<u>円</u> 120
<u>個 人</u>	高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。)もしくは大学の生徒もしくは学生またはこれらに準ずる者(以下「生徒等」という。)	同	200
	そ の 他 の 者	同	300
団体(20人	児 童 等	同	100
以上)	生 徒 等	同	160
	その他の者	同	240

- 注1 65歳以上の者(県内に居住する者に限る。)、障害者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者をいう。) および6歳以下の未就学者については、無料とする。
  - 2 県内の小学校、中学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童

7 文化館の業務として実施する行事に係る入場料等については、 知事が別に定める額とする。

(削除)

もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として美術品等 を観覧する場合は、これらの者およびその引率者については、無 料とする。

滋賀県教育委員会の職務権限に属する事務の管理および執行の特例に関する条例新旧対照表(付則第3項関係)

旧	新
地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第
23条第1項の規定に基づき、同項各号に掲げる教育に関する事務(同項	23条第1項の規定に基づき、同項各号に掲げる教育に関する事務(同項
第1号に掲げる教育に関する事務にあっては、次に掲げる同号に規定す	第1号に掲げる教育に関する事務にあっては、次に掲げる同号に規定す
る特定社会教育機関に係るものに限る。) は、知事が管理し、および執 行することとする。	る特定社会教育機関に係るものに限る。) は、知事が管理し、および執行することとする。
(1)~(4) 省略	(1)~(4) 省略
(新設)	(5) 滋賀県立琵琶湖文化館
(5)・(6) 省略	(6)・(7) 省略
付則 省略	付則 省略